

松本 和彦

高等司法研究科・教授

【研究】

本年度は3年計画で遂行していた科研費基盤研究(C)「環境リスク規制の法構造と正当化可能性」の最終年度であった。念頭にあったのは憲法と環境法の2つの法領域を架橋する研究である。本年度は、環境リスクの中でも原子力リスクとアスベスト・リスクを主として取り上げ、その法的対処のあり方を検討した。その成果として、リスク・マネジメントのための専門知を扱う組織法的・手続法的制度枠組みを考察する論文をいくつか公表した。また、国際ワークショップにおいて、成果の一端を報告したほか、中国とベトナムにおいて、研究報告を行った。比較法の対象として、これまでドイツの憲法環境法理論を摂取し、日本法との比較検討に努めてきたが、本年度は、ドイツの公法学会に出席し意見交換するなど、ドイツの公法学者らと直接コミュニケーションする機会を多く持った。

【教育】

高等司法研究科においては憲法と環境法、法学研究科においては環境法、法学部においては憲法と環境法の授業を担当した。研究面のみならず、教育面においても、憲法と環境法という異なる分野の推進に力を尽くしている。特に高等司法研究科の授業にあたっては、毎回、TAとともに授業の事前に検討会、事後に反省会を行って、教育内容の改善に努めている。幸い、高等司法研究科での学生アンケートの結果はおおむね好評であった。本年度は、東京大学の宍戸常寿教授と共同で、東京で法科大学院生向けの憲法講演会を開催し、講演会参加者らと質疑応答を繰り返し、かつ、そこで得られた成果をまとめて誌上で公表すると同時に、研究科の教育面にも活かすべく教育改善を行った。こうした試みも、おおむねうまくいったと思っている。

【管理運営】

高等司法研究科と法学研究科で構成している国際交流室及び研究推進室において、室員として活動した。国際交流室員としては、ベルリン自由大学法学部との学術協定の更新を仲介し、日越憲法比較シンポジウムの開催に協力した。また、研究推進室員としては、高司側責任者として、ランチ ミーティングの開催の手配をした。他に、全学国際交流委員会委員を務めた。

【社会貢献】

大阪市の情報公開審査会では審査会会長として、情報公開条例の運用に携わった。また、国家公務員総合職試験の考査委員として、試験問題の作成に協力した。環境省における「憲法改正を契機とした環境権規定のあり方」を検討する研究会において、専門的見地から意見を開陳した。他に、公務員研修等において専門的知識を教授した。

【特記事項】

本学の高等司法研究科及び法学研究科の公法系教員等との共同研究（同時に国際交流事業）を数多く行った。たとえば、独書共同翻訳（『越境する司法』における鈴木秀美、高田篤、棟居快行、村西良太）、日越憲法比較シンポジウム（福井康太、鈴木秀美、高井裕之、ルイス・ペドリサ）、環境政策国際ワークショップ（代表：大久保規子）、ケルゼン・ルネッサンス研究（代表：高田篤）がある。